

一時預かり事業を実施しています

一時預かり(一時的保育)事業

保護者の労働、病気等により、家庭での保育が困難となる場合に、一時的に小学校就学前のお子さんを保育園でお預かりする事業です。

対象児童

市内に住所を有する、生後57日から小学校入学するまでの、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)に入っていないお子さん。

利用要件

- 保護者の就労形態(労働、職業訓練、就学)等により、断続的に家庭での保育が困難となる場合 (原則として週3日まで、月14日以内)
- 保護者の病気や出産、入院、冠婚葬祭等により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる場合 (原則として休業日を除き月14日以内)
- 育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、育児負担の軽減により、一時的に保育を必要とする場合

保育時間

平 日 午前8時30分から午後4時まで
土曜日 午前8時30分から正午まで

時間外利用

保護者の労働時間等により、必要に応じて時間外利用をすることができます。

平 日 午後4時から午後6時(最長利用時間)までの間
土曜日 時間外利用はありません

休業日

日曜日、国民の祝日、年末年始

利用料

4月1日の年齢	利用料 (1人1日あたり)
3歳未満児	2,500円
3歳児	1,300円
4歳以上児	1,100円

生活保護世帯及び前年度市民税非課税世帯で母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に属するお子さんについては無料です。

- 利用料は、月末に上表の日額に利用日数をかけて算出し、月額を決定します。
- この表の「3歳」及び「4歳」とは、一時預かり事業の利用をした日の属する年度の4月1日現在の年齢で適用します。

- 同一世帯から2人以上のお子さんが利用する場合であっても、利用料金の軽減はされません。

利用方法

利用登録申し込みは、一時預かり事業の実施保育園毎に受け付けています。

1 「一時預かり事業利用申込書」に必要事項を記入のうえ、希望する実施保育園(以下「希望保育園」という。)にご提出ください。また、お子さんの健康状態等の確認をさせていただくため、申し込みの際に、お子さんの面接が必要です。

2 一時預かり事業を必要とする月の前月の初日(1日が土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日)から5日の間に、電話で希望保育園に利用したい日の仮予約を行います。その際に利用目的もお伝えください。

電話受付は、5日間とも午前9時からです。先着順ではありません。早朝時間は、他のお子さんの欠席連絡等もあり、電話がつながりにくい場合がありますので、早朝時間を避けて電話をおかけくださいよう、ご協力をお願いします。

3 仮予約の提出期限後に、調整をした後、改めて決定内容を連絡します。申込み状況によっては、全ての方を受け入れできない場合もありますので、ご理解ください。利用の際は、決定された時間内に登園・降園をお願いします。

※受入れに際し、準備等もありますので、予約を取消しする場合は、なるべく早く保育園に連絡してください。

実施保育園

保育園名	所在地	電話番号 市外局番(0533)	実施時間 (月曜～土曜)
牛久保育園	塔ノ木町1丁目45-1	86-3247	
御油保育園	御油町河原畑26-25	87-2068	
一宮保育園	一宮町栄3	93-4615	
御津西部保育園	御津町大草大森96	75-5710	
音羽保育園	長沢町向谷93-1	80-1610	
諏訪保育園	諏訪3丁目118	86-4813	
八幡保育園	八幡町弥五郎96	84-8626	
豊川保育園	大崎町下金居場55	86-0221	
光輝保育園	光輝町2丁目45-3	85-1312	
ひかり保育園	金屋本町2丁目54	84-3599	
恵の実保育園	市田町原山97・98	65-9803	
こざかいいこども園	伊奈町南山新田144-1	75-6767	

時間外利用
平日 8:30～16:00
土曜 8:30～12:00

平日 16:00～18:00
土曜 ありません

※緊急時の利用等、詳しいことは各実施保育園又は市役所保育課保育利用係(89-2274)へお問い合わせください。